

原議保存期間	5年（平成37年3月31日まで）
有効期間	一種（平成37年3月31日まで）

警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部長  
殿  
(参考送付先)  
警察大学校生活安全教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁保発第77号  
平成31年4月19日  
警察庁生活安全局保安課長

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定について（通達）

ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）については、平成30年10月5日に施行されたところであるが、基本法第12条第1項に基づき、本年4月19日、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「基本計画」という。別添参照。）が策定された。

基本計画の概要、ぱちんこにおける取組及び都道府県警察の活動に関連する施策については下記のとおりであるので、各都道府県警察にあつては、基本計画の内容を踏まえ、関係機関・団体と連携し、効果的な施策の推進に努められたい。

#### 記

#### 1 基本計画の概要

基本法第2条では、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義している。

今般策定された基本計画は、基本法第12条第1項に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、

- ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等
- 基本法第14条から第23条までに規定する基本的施策に係る具体的取組等を策定したものである。

#### 2 ぱちんこにおける取組（【】内の記号は基本計画中の記載箇所を表す。）

##### (1) ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方【第二章－I－4－第1】

- 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制
- 普及啓発の推進

##### (2) ぱちんこにおけるアクセス制限【第二章－I－4－第2】

- 自己申告プログラムの周知徹底、本人同意のない家族申告による入店制限の導入等
- 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施

##### (3) ぱちんこにおける施設内の取組【第二章－I－4－第3】

- ぱちんこ営業所のATM等の撤去等
- 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入

(4) ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組【第二章－I－4－第4】

- 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援
- ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介
- リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談体制の強化及び機能拡充のための支援

(5) ぱちんこにおける依存症対策の体制整備【第二章－I－4－第5】

- 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化
- ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程の制定
- 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置
- 第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入検査
- ぱちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善

(6) 相談支援【第二章－II－第1】

- ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化

(7) 依存症対策の基盤整備【第二章－IV】

- 各地域の包括的な連携協力体制の構築

(8) 実態調査【第二章－VI】

- リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談データの分析等によるぱちんこへの依存問題の実態把握

3 都道府県警察の活動に関連する施策

(1) 各地域の包括的な連携協力体制の構築【第二章－IV－第1】

虐待、自殺未遂、犯罪等の問題を起こした者について、ギャンブル等依存症が疑われる場合には、地域の実情等を踏まえ、必要に応じ、地域の関係機関と連携し、当該問題を起こした者又はその家族を、相談機関、専門医療機関等へとつなぐための取組を推進すること。

(2) 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【第二章－VII－3】

参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議第11項（「警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。」）も踏まえ、違法に行われるギャンブル等の取締りを強化し、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進すること。

4 その他

(1) 留意事項

基本計画に基づくぱちんこ業界の自主的な取組については、法令に基づき求められているものではないことに留意すること。特に、ATM及びデビットカードシステムについては、その設置が民間事業者間の契約関係に基づき行われているという現状に留意すること。

(2) 都道府県計画

基本法第13条第1項において、都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「都道府県計画」という。）を策定するよう努めなければならないこととされているところ、各都道府県において都道府県計画が策定された場合には下記担当まで随時報告すること。